

茨木市業務委託総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する業務委託(以下「業務委託」という。)の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施について、法令等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 総合評価落札方式の対象となる業務委託(第5第1項において「対象業務」という。)は、予算額2,000万円以上の案件のうち次の各号に掲げる業務から市長が選定するものとする。

- (1) 総合建物管理業務委託に係る総合評価一般競争入札連絡検討会設置要綱(平成18年12月6日実施)第1の規定により設置された総合評価一般競争入札連絡検討会によって選定された施設に係る総合建物管理業務
- (2) 茨木市業務委託業者選考要綱(平成18年4月1日実施)建物管理業務第4の規定に基づく選考者によって構成された茨木市業務委託業者選考会議によって選定された業務

(入札方法)

第3 総合評価方式の入札方法については、一般競争入札又は指名競争入札によって実施する。

(評価委員への意見聴取及び技術評価)

第4 市長は、令167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするときは、同条第4項の規定により、あらかじめ、茨木市総合評価競争入札評価委員会委員(以下「評価委員」という。)の意見を聴かなければならない。また、当該落札者決定基準において技術的な評価(以下「技術評価」という。))を行う必要があるときは、評価委員による技術評価を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による意見聴取において、令第167条の10の2第5項の規定により、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項の規定による意見聴取の方法は、面談、映像と音声の送受信により相手の

状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(オンライン)又は電子メールによるものとする。

(落札者決定基準)

第5 落札者決定基準には、総合評価基準、評価の方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、第4第1項の規定による評価委員への意見聴取の結果を踏まえて市長が決定する。

(総合評価基準)

第6 総合評価基準は、対象業務の目的及び内容ごとに、価格以外の条件として必要と認める評価項目及び評価基準を定めるものとする。

2 評価項目は、企業の履行体制に関する事項、福祉への配慮に関する事項、環境への配慮に関する事項、地域貢献・社会性に関する事項、本市が提示する技術提案、その他評価に関して必要な事項とする。ただし、技術提案については、業務内容を勘案し、必要に応じて設定するものとする。

3 評価基準は、前項に掲げる評価項目に応じて付与される点数を定めるものとする。

(評価に必要な資料の提出)

第7 入札参加希望者は、評価をするために必要な資料(以下「総合評価提案書類」という。)を当該入札公告に定める日時までに市長に提出するものとする。

(技術評価点及び公共性評価点の決定)

第8 茨木市総合評価競争入札評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、前条の規定により提出された総合評価提案書類について審査を行い、技術評価点及び公共性評価点を決定するものとする。

2 評価委員会は、提出された総合評価提案書類の内容に不明な点がある場合は、提出者に対して説明を求めることができる。

(評価の方法)

第9 評価は、第6の規定により入札参加者から提出された総合評価提案書類を基に、予め設定した評価基準に基づき採点し、その技術評価点及び公共性評価点の合計と、入札価格を点数化した価格評価点の合計し評価点を算出するものとする。

評価点＝価格評価点＋技術評価点＋公共性評価点

(落札候補者の決定)

第10 前2条の規定により得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第11 落札者は、前条の結果に基づいて市長が決定するものとする。ただし、落札者

の決定に際し、第3第2項の規定が適用される場合には、同項の規定による評価委員への意見聴取の結果を踏まえ、決定するものとする。

(入札公告に示す事項)

第12 総合評価落札方式により一般競争入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第6項の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用している旨
- (2) 総合評価提案資料の内容及び提出期限
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他必要と認める事項

(入札結果の公表)

第13 総合評価落札方式によって落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 業務名及び業務場所
- (2) 入札の日時及び場所
- (3) 予定価格
- (4) 低入札調査基準価格
- (5) 入札参加者の商号又は名称
- (6) 入札参加者の入札価格
- (7) 入札参加者の価格評価点、技術評価点及び公共性評価点
- (8) 入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第14 第7の規定により提出された総合評価提案書類に虚偽の記載があった場合また、当該総合評価提案書類のうち実施計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、市長は、契約の解除及び指名停止の措置を講じることが出来る。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。